

セフティマネジメント協会・(株)キャプテン

米国PLの現状を解説

セフティマネジメント協会と(株)キャプテンはこのほど、東京都港区の機械振興会館でPL対策実践講座「米国PLの現状と製品輸出展開の決め手」を開催した。日本経済が景気低迷から脱しつつあり、製造業にも回復の兆しが見える中、日本でPL法が公布されて20年の節目に当たってPL法の発祥地である米国の現状やPL保険マーケットなどについて解説した。講師は米国チャプでグローバル賠償実務などを担当するジョン・C・キャバナーバイスプレジデントらが務めた。海外進出するメーカー関係者などが参加した。

冒頭、セフティマネジ

メント協会理事長で(株)キャプテン社長の出崎氏があいさつし、「バブルが崩壊して20年、日本の製造業は厳しい状況が続いていたが、昨今、ようやく米国や発展途上国への輸出などで復活の光が



出崎氏



キャバナー氏

差し込んでいる。現地生産はもとより、日本本社を中心にメイド・イン・

ジャパンのブランドを一層強化していくことの機運が高まる中、PL対策をもう一度再構築する必要があると考え、今回のセミナーを開催した」と

述べた。

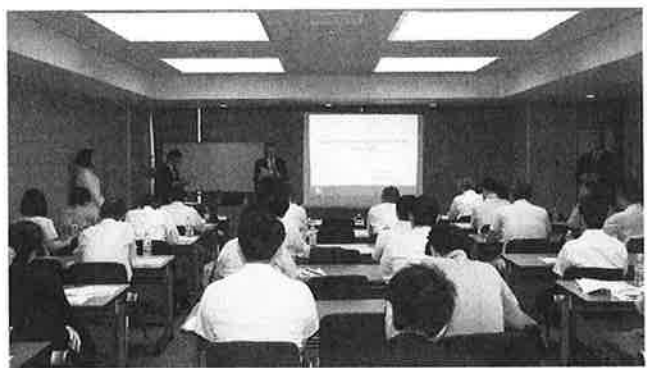
第一部の前半では、キャバナー氏がチャプ・グループや米国経済につい

て紹介した後、製造物責任(PL)やリコールについて解説した。PLは、製品に起因する障害

について、製造業者、販売業者、卸売業者、小売業者などが責任を負う法

律分野で、米国でのPL請求のほぼすべてが州法上の厳格責任に基づいて追及されると説明した。

一方、リコールについては、自動車産業などの事例を紹介した後、昨今の傾向として、「大規模・頻発化しており、安価な製造、外注化、サブライチエーションの当事者間のコミュニケーション不足などが技術上の過ちを発



海外進出企業が参加

集団訴訟 (訴額が米5000万を超過すること)を挙げた。また、集団訴訟への批判として、

「集団構成員はわずかばかりの恩恵しか得られない」後半は、チャプのアジア太平洋地域の賠償保険の責任者であるマイケル・レスニコフ氏が多国籍保険提案について、フェ

複雑な仕組みの司法制度

生させる」と述べた。

次に米国の司法制度の特徴として「集団訴訟」

「訴訟における証拠の電子開示」「懲罰賠償」などを挙げ、それぞれのポイントを説明した。集団

害を被った原告を代表して広範囲にわたる危害を

もたらした被告を相手取って提起される単一の訴訟」と定義した上で、法的根拠として①共通性②適切性③数的多数④連邦

適用することが適切ではない」といったものがある

と紹介し、「集団訴訟は望ましい結論を必ずしも導くものではない」との考えを示した。一方、懲罰賠償につい

ては、訴訟の原因となった行為に類似したことを被告やその他が行わないよう改革・抑止の目的で適用される法律行為で、一般的に規定される個々の州法の中には「懲罰賠償を保険でヘッジしてはならない」というルールがあると説明し、注意を促した。最後に「米国の司法制度は複雑であり、訴訟に関してもしお困りのことがあったらぜひ相談してほしい」と呼び掛けた。

後半は、チャプのアジア太平洋地域の賠償保険の責任者であるマイケル・レスニコフ氏が多国籍保険提案について、フェ